

# 文教委員会資料①

## 1 令和2年第1回定例会提出予定議案の説明

- (5) 議案第16号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

こども未来局

(令和2年2月13日)

## 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 平成26年9月5日条例第34号 (幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>4 施行日から起算して<u>10</u>年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p>	<p>○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 平成26年9月5日条例第34号 (幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>4 施行日から起算して<u>5</u>年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p>